

友の会 会則

第1(名称)

当クラブは、ワンウェイゴルフクラブ(以下「当クラブ」とする)と称する。

第2(目的)

当クラブは、株式会社ワンウェイゴルフクラブ(以下「会社」とする)が経営管理する茨城県土浦市およびかすみがうら市に所在するゴルフコースおよび付帯施設(以下「当ゴルフ場施設」とする)を利用し、ゴルフを通じて会員相互の親睦を図る健全な社交機関とし、併せてゴルフの普及と発展に努めることを目的とする。

第3(友の会会員)

友の会会員(以下「会員」とする)とは、当倶楽部の所定の入会手続きをした者を指す。

(1) 正会員

正会員は、クラブが定める休日以外の全日を利用できる。

(2) 平日会員

平日会員は、月曜日から金曜日の祝日を除く日を利用できる。土曜日、日曜日、祝日に当ゴルフ場施設を利用する場合は、ビジター料金で利用できるものとする。

(3) 会員の施設利用等

- ① WEB、FAX、電話、フロントにて3ヶ月前の1日から予約を受け付ける。無断キャンセルは次回予約を断る。
- ② 会社が別に定める料金の会社施設を利用することができる。
- ③ 会社の施設において行われる諸催しに優先的に参加することができる。
- ④ ビジターの入場紹介をすることができる。

第4(会員の義務)

- (1) 会則およびご利用案内を遵守すること。
- (2) ビジターを同伴または紹介した会員は、そのビジターに関する一切の責任を負うものとする。
- (3) 会員は、年に複数回利用するものとする。

第5(入会規則)

- (1) 正会員または平日会員として入会しようとする者は、会社に対して所定の届出事項を添えて入会の申込を行い、入会審査および社長面談を経て会社が定めた入会金を納入することで会員となる。
- (2) 入会資格は以下の通りとする。
 - ① 18歳以上であること。
 - ② 暴力団、暴力団の準構成員、その他反社会的団体の構成員あるいは関係者でないこと。
 - ③ 他のゴルフクラブにおいて除名されたことがないこと。

第6(会費と利用料金)

- (1) 年会費および月会費は前払いとし、会社の定める納付方法により期日内に支払うものとする。
- (2) 年会費または月会費が未納の場合、いかなる理由であれ、来場時はビジター扱いとする。
- (3) 施設を利用する際は、その都度会社が別に定める施設利用料金を支払わなければならない。

第7(年会費・月会費・利用料)

会社は、必要に応じて年会費・月会費・入会金・名義書換料・登録人変更料・利用料などの金額、支払方法を変更することができる。

第8(退会)

- (1) 退会する際は、所定の書式によりクラブに届け出なければならない。
- (2) 年度、月度途中で会員資格を喪失した場合、入会金、年会費または月会費の返還はしない。

第9(会員制度の前提確認)

入会者は、現在の入会金のみ預託金なしの会員制度から、預託金会員制度や株主会員制度へと基本的な会員制度を変更する場合、変更の告知から3年以内に退会することを予め承諾するとともに、譲渡・相続ができない会員制度であることを確認し、会員となる。

第10(除名)

- (1) クラブの名誉を毀損する行為、またはクラブの秩序を乱す行為があったとき。
- (2) 暴力団員、暴力団の準構成員、反社会的団体の構成員であるか、あったことが判明したとき。
- (3) 会則などクラブが定める諸規則に違反したとき。
- (4) ゴルファーとしてのマナーやエチケットに著しく違反行為があったとき。
- (5) 会社が定めるゴルフ場利用案内に違反する行為があったとき。
- (6) 会員の紹介によるビジターが会社の定めるゴルフ場利用案内に違反する行為をしたとき。
- (7) 友の会入会申込書に際して、虚偽の事実が判明したとき。

第11(10フィートキープ)

当クラブは常に最高のゴルフ体験を提供するため、通年を通じて10フィートをキープしたグリーンを維持するように努める。会員はお互いを思いやり、エチケットを心掛け最高のコンディションでプレーできるよう努めること。共に美しいゴルフコースで感動的な瞬間を共有し、一体となって、至上のゴルフコースを築いていくこと。

第12(仲間との絆を育むスポーツマンシップ)

ボビー・ジョーンズの名言、「人生での価値はどれほどの財産を得たかではない。何人のゴルフ仲間を得たかである。」を心に留め、会員はスポーツマンシップを重んじ、ゴルフを通じて新たな仲間を増やし、温かいコミュニティを築き上げる使命に努めること。フェアプレーと尊敬の心が絆を深め、お互いを励まし合い、共に成長し、ゴルフを通じて新たな仲間と出会い、感動的な瞬間を共有し、豊かな経験を築き上げることで、真の価値を見出していくこと。

第13(会則の改正)

本会則の改正は会社の取締役会の承認を得て行うことができる。

- (1) 2011年12月9日施行
- (2) 2020年4月1日改正
- (3) 2021年5月16日改正
- (4) 2022年4月15日改正
- (5) 2022年11月1日改正
- (6) 2023年5月16日改正
- (7) 2023年10月1日より施行